

監査公告第 11 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による産業振興部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 中谷 喜英

## 産業振興部 定期監査結果報告

### 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 第2 監査期間

令和8年1月13日から令和8年2月12日まで

### 第3 監査の対象

産業振興部（観光商工課、加賀山代温泉財産区、加賀山中温泉財産区、農林水産課、農業委員会事務局、鳥獣害対策室、環境課、環境美化センター）

### 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 観光商工課と文化課の業務の棲み分けができていますか。
- (4) 財産区民助成金の制度が適正に運用されているか。
- (5) 竹の浦館について今後の管理の方針を適切に見定めているか。
- (6) 加賀市版 RE100 は最終到達点を明確にして進めているか。
- (7) 柴山瀉は計画的に水質浄化を進めているか。

### 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

産業振興部 定期監査 事情聴取の主な内容

- 1 文化課との棲み分けについて
- 2 THUについて
- 3 財産区の決算見込について
- 4 財産区民助成金について
- 5 竹の浦館について
- 6 営農移住システムについて
- 7 クマの被害について
- 8 鴨池管理番所について
- 9 加賀市版RE100について
- 10 柴山瀉について